

6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

始



特241

185

民三著

十錢

版房書田森

林内閣を撃つ

輿論政治か独善主義か

593

特241
185

牧野良三著



林内閣を撃つ

森田書房版



總選舉スローガン

- 一、自覺の一票 政府の退却
- 一、肅軍 肅黨 輝やく日本
- 一、輿論政治か 獨善主義か
- 一、時局の認識 借り物政策
- 一、兵農兩全 明るい政治

目次

一、恐怖政治を警む	(一)
二、怯懦暴慢なる現内閣	(四)
三、政黨の國家的實力	(一二)
四、無理解な評言	(一七)
五、選舉法改正問題	(一九)
六、時局認識を欲如せる林内閣	(二三)
七、その獨善を排撃す	(二七)
〔附〕各新聞の論調	(二九)

林内閣を撃つ

牧野 良三

一、恐怖政治を警む

林内閣は思ひ切つて無謀なことをしたものである。政府は國民に何を求めんとするの乎。未だにはつきりさせてくれない。この儘では、たゞ人騒がせな解散をしたといふだけではないか。非常時局だと云ふのに何といふ輕卒不謹慎な内閣か。

二
近來日本の政治は、全く政變の連続である。そして、その頻發する政變の真相が、常に國民の前に隠され通して、たゞ軍部關係の人々のみが右往左往し、無氣味とも不安ともいひやうのない状態である。

一體こんなことで、日本の政治はどうなるのか。五・一五事件の不安、二・二六事件の恐怖、七十議會劈頭の停會、宇垣内閣の理由不明な流産、それからあわただしい林内閣の成立に續く今度の解散。日本の政治には、近來無氣味な暗黒性が付き纏つて居るではないか。かくして人心を動搖して、國政は一層の憂慮を加へることになつた。痛心の極みである。

政府は議會が審議に誠意を缺いたといつて居る。然しわれわれは今更政府に、そんなことの言へる筈はないとおもふ。何となれば、現内閣は、内閣組織に際し、政黨の援助を受けずとも立派に政治がやつてゆけると言明して、政黨との關係を排斥したではないか。それが、さて議會に臨んで、實際の政治に當つてみると、何も出来ないことが判つたのである。こゝで、政府は、正直に兜を脱いで、眞の和衷協同を策すべきであるのに、逆に議會を不誠意呼ばゝりして、解散までするとは、國民に承服の出来る筈がない。

それ許りではない、解散して置いてから、急に新黨組織を頼

んで歩いたり、昭和會や國民同盟へ味方を懇願したり、何たる醜態、不謹慎な態度か。林總理大臣は日本の名譽ある武將ではないか、それが斯んな真似をして、日本の武人精神を何とする。

惟ふに今回の解散も、これは、林總理独自の決意ではあるまい。彼は矢張り、背後の勢力に動かされたのである。名譽ある武將が政治を理解せずに徒に使喚せられて政治に興奮する、これほど國家のため危険なことはない。

二、怯懦暴慢なる現内閣

現内閣は、政治には素人許りの内閣で、それに民衆政治に

は、をよそ縁の遠い、特權階級の人々の寄り合ひであり、加ふるに閣僚は三人も不足してゐる。豫算と云へば、馬場財政の借り物だけで、議案は廣田内閣の遺物を、そつくりそのまゝなので、殆ど一つとして自分で説明の出来る大臣はなかつた。こんなことで議會に列するといふことは、何といふ不謹慎なことかと、心竊かに憤りを感じざるを得なかつたが、然し非常時局なればこそ、吾々は忍ぶべからざるを忍んで、審理を進めたのであつたのに、何たる不信な態度であるか。

更に林内閣が解散に際してとつた態度は、又甚しく暴慢にして不謹慎を極めて居る。

蓋し、帝國議會は最終の一日が政治的にも、事務的にも非常に重大なものであつて、この日一日に、停滯して居る議案を、その全體に亘つて批判し、検討した上、その取捨を決するのであつて、最終日が、毎議會必ず午前十時より開會して午後十一時過ぎに至ることを恒例とするのは、全くこの爲めである。現に七十議會に於ても、三十日は貴衆兩院とも委員會の審議は夜に入るまでこれに努め、その結果貴族院に於ては、國民保健法案を初め四件、衆議院に於ては、議院法中改正法律案を初め八件の重要法案が委員會を可決して、最終日の本會議に報告さへすればよいだけになつて居り、その他産業組合に關する法律案

を初め外九件は委員會の修正意見まで成立し、緊張裡に最終日の審議を待つて居たところ、午前十時の開會に先だち、卑怯にも議員の寢込みを襲ふて解散を斷行し、この貴重な二十幾件の法律案を自らの手で葬りたるのみならず、議員に對して、一言の發言の機會すらも與へなかつたといふ亂暴を極めた態度は、斷々乎として之を指彈しなければならぬ。

即ち第七十議會は政變によつて、停會に次ぐに休會を以てしこの間實に二十四日間を空費してゐる。爲めに林内閣成立後の議會は、二月十五日に至つてようやく再會せられ、爾來四十有七日の短期間に於て、われ等は我國未曾有の老犬二十八億の金

額を抱擁する七件の豫算案を始めとして、實に八十三件の多數に上る政府提出の法律案に對して極力審議の進行に努めたのである。

その結果、今期議會の成績は兩院通過四十八件、衆議院を通過して貴族院へ送付中のもの五件、更に衆議院の委員會の議事を終了し、本會議に上程せば直ちに審議終了となるもの實に十八件の多數に及んだのである。

かくの如き短期間に、かくの如く重要な大豫算案並びに法律案が成立した議會は過去七十回の議會中、何處にも之の類を見出すことは出来ぬ。しかも、貴衆兩院とも最終日たる三十一日

には特に午前十時より開會して、これらの議案の審議を終了すべく手筈を整へてゐた際、現内閣は無法にも開會前に寢込を襲ふたのだ。謂はゞ闇討である。立憲政治は、正々堂々の争でなければならぬ。公議公論、國民の常識をして納得せしむる何もかゝなければならぬ。

何たる卑怯な態度、何たる卑劣な行爲であらう。而して、彼等が解散を欲して解散をなすはまだよろしい。しかし、卑怯にもその責を衆議院に轉嫁し、時局の認識を異にするの、誠意を缺くのといふに至つては、斷じて許す事は出来ないのである。

しかも、現内閣は最初は、たゞひたすらに議會切抜策のみに

腐心し、林首相を始め各閣僚も事毎にお世辭を振り撒きつゝ、答辯にならぬ答辯をなし、大臣に兼攝多く、且議會不慣れのため、議事進行の圓滑を缺くことをたゞこれ陳謝につこめたではないか。われ等はその態度を極度に遺憾としたが、時局重大なるが故に、黨内に起る侃々諤々の反對意見を、抑制緩和し、隠忍すべからざるを隠忍し、老大二十八億の豫算案を無修正で通過せしめ、四十八件の法律案を成立せしむるため、ひたすら苦心を拂つたのである。

殊に國防費十四億は、正に滿洲事變が発生した昭和六年の豫算總額に該當するものであつて、その内容は極めて重大で、究

むべき幾多の重要事項を抱合してゐる。故にわれ等は機會ある毎にこれを政府に訊さんとしたのであるが、時局に鑑み、秘密事項に亘ること多きの故を以つて、一意軍部當局に信賴するの意を表して承認するの態度に出たのである。

にもかゝらず、現内閣はこの苦衷を理解せずして、不誠意呼ばゝりするのである。その心事の陋劣、その態度の怯懦は、苟くも國民の師表として國政變理の大任に當る者の態度としては、斷じてこれを許すことは出來ない。

三、政黨の國家的實力

それに就いても、先づ第一にわれくの知りたいたいは、肇國二千六百年、益々鞏固を加へた我が鋼鐵艦「日本」に、一億の國民を乗せ、二十八億圓の石炭を焚きつゝ、現内閣は今果していづれの方向に進路を採り、いづれの港に向はんとして居るかといふことである。しかも、時今や非常時にして海上風波高し、この際、此の秋不安の國民を乗せて、如何にこれを導かんとしてゐるの乎。艦長林首相は黙して言ふ能はず、手不足の閣僚は、たゞ甲板上を右往左往するのみ。國民の中、只一人と雖もこの

鋼鐵艦の行手を知る人あらば私は謹んでこれに教を受けたいのである。

若し、人あつて然らば政黨は明確なる進路を有するや否やを問はゞ、われくは即座に答へることが出来る。この二千六百年の超弩級鋼鐵艦「日本」を、維新の改革を経て立憲の裝備を整へ、早くも五大帝國より三大帝國の列班に進め、遂に今日の躍進日本たらしめたのは、われくの主義、而してわれくの採り來つた政策の結果ではないか。

元より政黨に對しては幾多の批難があり、缺點がある。だが、我が日本を今日あらしむるに就いて、如何に重大な役割を果し

て來たかを考へる時、今日政黨を批難する人々と雖ども、肅然
たらざるを得ないものがあるであらう。

近くは五・一五事件の犠牲にされた犬養内閣の治績を見ても、
昭和六年十二月犬養内閣の成立するや、同内閣は當時の動搖せ
る國論と不安に戦く國民の前に、敢然立つて滿洲問題に對する
毅然たる態度を示し、斷乎として所信を列國の前に聲明した。
そのため滿洲事變發生以來、南京に在つて密かに策動至らざる
なかつた駐支英公使ラムプソンも、常に世界の輿論を刺戟し、
事毎に我國の態度に反抗的言辭を弄して讒誣と中傷とを是れ事
とした米國々務長官スチムソンも、犬養内閣の毅然たる態度と

俯仰天地に恥ぢざる東洋平和の聲明に對し、忽然として沈黙
を守らざるを得なくなつたことは、未だ人々の記憶に新たなる
所である。

更らに又、二・二六事件の犠牲となつた國家の重臣齋藤子爵
が、五・一五事件の後を受けて内閣を組織するや、世間よりは弱
體內閣の譏を受けながらも、政、民兩黨の支持ありしが爲めに、
敢然として國際聯盟の脱退を斷行し、時を移さず滿洲國の獨立
を聲明せしめ、以つて列國に對して斷じて行ふの態度を示し、
世界の輿論をしてこれに承服せざるを得ざらしむるに至つたの
も、一に同内閣が政、民兩黨の支援を受け、その基礎の上に立

つてゐたからこそ、始めてなし得たのであるといふ一事を忘れてはならないのである。

翻つて廣田内閣や現内閣は如何、彼等に果して國論を指導しその所信を斷行するだけの高邁にして毅然たる氣魄があつたか又、現にあるか。この答へは自ら明らかである。即ち、彼等は口を開けば政黨頼むに足らずといふも、政黨を無視して國策の遂行はつひに不可能なることを自ら立證したではないか。

又、政黨は意氣地がないと罵る。然り政黨は近來意氣地がない。それといふのも輿論が意氣地がないからである。輿論の意氣地のないのは、國民に言論の自由がないからだ。即ち國民に

言論の自由がないのは影の力が物を云ひ、影の力が威嚇するからである。意氣地なきに非ず、或る力が物を云はしめないのである。昭和聖代に於て、眞に有り得べからざる一大奇怪事と云はねばならぬ。

四、無理解な評言

昭和會の中心人物たる望月圭介氏の言として新聞に發表したりと傳へらるゝ所によれば、議會は三月二十八日の日曜日を休み、三月二十九日の本會議は午後四時に及んで漸く開會するに至つたことを例に擧げ、これを以つて審議不誠意の材料なるか

の如くに述べてあるが、然し斯くの如きは、氏の今期議會に對する無關心を物語るものであつて、三月二十八日の日曜日を休んだのは總ての議案が委員會に廻されて本會議に上程すべき政府案がなかつたので、議員提出の議案を犠牲にして速記者を委員會に集め、之に全力を集注して議案の審議に没頭した爲めであつたからだ。

更らに午後四時開會の事實は、政民兩黨及び各派間に政府案修正に關する意見の枵格を來し、各派間の交渉に苦心と努力を重ねたるも、議合ずして本會議に上程する能はざりしたため、遂ひにそれまで開會出來なかつたのであつて、望月氏と雖ども、

這般の事情を當該委員より審さに聽取されたら、かくの如き批評の全く當らざることと恥づるであらうと思ふ。

五、選舉法改正問題

又、林首相は衆議院が選舉法改正案を政府に強要し、これによつて違反議員を擁護するため、醜惡なる取引をなさんとしたなど、報道してあるが、これ位ひ政黨を誣ふる不謹慎なる言はない。

蓋し、昨年、の總選舉後の特別議會に於て、衆議院が特に重大問題として多大の關心を持ったのは、議院法の改正と選舉法の

改正であつたことは世間周知の事實である。即ち議院法を改正して議會の能率を高むることを急務としたる一方、改正選舉法が議會政治の大本に立脚せず、ひたすら區々たる條章に忠實ならんとして違反檢舉のみに没頭し、國民をして、選舉とは恐ろしいもの、良民の近づくべからざるものたるの感を與へしめたために、全國の選舉が明朗を缺いて、陰慘となりし事實に鑑みこれが改正の要を痛感し、政民兩黨はじめ各派共同して五月二十二日、決議案を議會に提出、二十三日緊急上程して議事を進めることとなつたのである。

而してその際、議院法の改正に關しては民政黨の俵孫一氏が

提案者を代表、選舉法改正に關しては私が代表に選ばれて共に決議案提出の理由を述べたのである。而してこの選舉法に就ては、無産黨その他小會派の人々より、二三の異論を唱へるものもあつたが、右兩案は結局大多數で可決され、政府は直ちに内閣に調査會を設け、政府、貴衆兩院、民間側の學識經驗者中より委員を選任して鋭意これが立案審議を急ぎ、遂ひに年内に成案を得るに至つたのである。

よつて政府は、決議案の趣旨に基き、この二つの改正案を今期議會に提出するの用意をなしてゐたのであるが、廣田内閣は總辭職して林内閣が成立したため、右兩法案は當然林内閣によ

つて提出されねばならぬ順序となつてゐたのである。

然るに、林内閣は、議院法改正案のみを提出して、選挙法の方は黙殺せんとする態度に出た。思ふにこれは、審議の際の衆議院の論難、殊に前回の総選挙に於ける人権蹂躪問題による攻撃を甚だしく恐れた爲めであつて、爲めに政府は、選挙法に對しては頰冠りして逃げんとしたのである。そこでわれ等は遂に議員提出法律案として政府に迫つたのである。然るに政府はこの唯一の議員提出の議案に對して毫も誠意を示さず、却つてこれを惡しざまに宣傳し、政黨中傷の具に供するに至つては、その不信不徳義斷じて許すべからざるものがあるのである。

六、時局認識を缺如せる林内閣

最後に吾等は世界的局面に處する林内閣の外交方針に關して一大憂患を抱くものである。

兼攝外相たる林首相は、豫算總會に於て、吾國と友邦との關係に就き、一觸即發の危機に在ることを述べて、國防整備の急を高調した。

然るに佐藤新任外相は、貴族院及衆議院の本會議に於て極めて卒直に、戰爭の危機の有無は吾國の考へ方に依りて、如何様にもなるものであると言明して内外に深刻なる衝動を與へた。

右の兩説の是非、果して如何。而して更に又、非常重大なる、現下の國際關係に於て、正反對なる二ツの意見が閣内に於て未調節の儘、存在するといふ事實を以てして、政府は、自ら其所謂時局の認識に於て徹底せりといふ事が出来るか。果然佐藤外相は次ぎの演説に於て、勿惶として前言を修正補足し、其意味を模糊たらしめんとした。苟しくも大帝國の外交當局が、世界視聽の集中裡に於てなしたる意義明白なる外交演説を、翌日の議場に於て修正補足の名の下に、換骨脱胎的な變更を加へなければならぬといふが如きは、その失態や、獨り現内閣の汚辱のみならず、自覺しなければならぬ。

現在の國際情勢を一大危局と觀る點に於て、吾等の所見は大體林首相の意見と一致する。是れ吾黨が幾多の困難を耐へ忍ぶも、尙且つ莫大なる陸海軍備の充實計畫を、賛するに各かてない所以であり、兵農兩全を主張し、産業國防併進を力説する所以である。然れども不脅威不侵略の大方針に則りて、國防の充實強化を實現しつゝ、外交の運営宜しきを制するを得ば、一觸即發の危機の如きは容易に起り得るものではない。一觸即發恐るゝに足らざらしむるが爲めに、自主一元の外交運営が必要なのである。即ち充實せる國防力を背景とするにあらざれば、一觸即發の危機を排除する事は出来ぬ筈である。然るに佐藤外相

は、戦争の危機の來否は吾國の考へ方如何に依るといふて、國防益々充實すれば、危機愈々迫ると取らるが如く論ず。這の所見を林内閣の時局認識とするならば、吾等は明かに之れと認識を異にする事を斷言する。借問す。兼攝外相たりし林首相の言ひし所を是なりとするのか、將た佐藤新外相の言ふ所を是なりとするか、抑も又此兩極端なる見解の間に彷徨する現内閣に果して緊迫せる國際情勢に對する、正しく且つ徹底せる認識ありといひ得るか。時局の認識を誤れる者實に政府當路彼れ自體ではないか。是れ吾等が林内閣の外交方針に對して、絶大の疑問と危惧を抱き、『時局認識の缺如』を以て、逆に現内閣攻撃の

標語となして、其責任を糺彈せざるを得ない所以である。

七、その獨善を排撃す

之を要するに、政府今回の解散につき、吾等は議會に於ける公議黨論を厄介視する舊式卑屈なる官僚思想の顯現以外には、何等の意味をも發見する事は出來ぬ。萬機公論に決するは立憲政治の根本義である。公論の前には獨善は容されぬ。政府は議會と共に行かねばならぬ。議會を外にして林内閣は獨り何處へ行かんとするのであるか。議會に多數の與黨を有する政府と雖も提案の成立通過を期する場合、論難攻撃容易ならざる辛苦に

遭遇する事は、過去の事例に明かなる所にして、乃ち止むを得ざれば、解散を以て是非を國論に問ふの外なきに至るのである。今林内閣は國論に問ふべき何物を有して居るか。議會に一人の與黨をも有せずして、徒らに國論を問ふも其答案は唯一つあるのみであらう。曰く林内閣否認、唯是れのみ。故に林首相にして、眞に國體の本義を顯彰して、憲法政治の實に即せんとするならば、宜しく議會尊重の趣旨を國民に宣示し、速かに冠を桂けて、以て無謀なる解散斷行の罪を天下に謝すべきである。

(了)

(附) 各新聞の論調

都新聞より

議會の最終日に方り政府は突如として衆議院を解散した、元來議會の解散は政府の重要政策に就て議會と意見を異にする時、其可否を國民の總意に問ふの手段にして、猥に其權力を行使すべきでない。現内閣の最重要政策たる増稅案と豫算案とは既に兩院を通過し、解散を賭して争はねばならぬ問題はなかつた。況んや政府の通過を希望する法案は政府より妥協工作を施し、政民兩黨は之が諾否に就て相談中なりしをや、政府の解散理由書には故

らに國防國民生活安定に至大の關係ある法案の進行を阻むとあるも、解散の骨子は何れの法案なるかも明示せずして國民の判斷を求めんとするは無理である。

◆ 議案の審議抄らずして審議未了となるべく豫想されし法案の尠からざりしは、會期の短きを計算せずして餘りに多くの法案を提出せる政府が第一責任者である、現に速記者不足のため委員會を開く能はざりし奇異なる事象が屢々起つたではないか、議案審査の滯滞責任を全部議會に嫁せしむるは不當である、又

解散理由書に議會刷新の急に言及し、解散を以て帝國憲政の本義を顯現する階梯たらしめんとすると言へるは、政策を以て争ふを本意とせず、議會を懲罰せん爲の解散と解せられて、現内閣の憲政に對する根本觀念が疑はれる。

◇

特に吾等の現内閣に問はんとするは、議會を解散して依然として政民兩黨が多數を占めたる場合は政府は總辭職すべき肚を決して解散を斷行したりや否やといふ事である、憲政の大義よりすれば國民の總意に問ひて敗るれば辭職すべきことが當然である。此決心ありての解散なりとせば、現内閣は數月後に總辭職を爲す運命を免れざるものである。新たに

選出さるゝ議員の數に若干の異動はありても政民兩黨が壓倒的多數を以て選出され來ることとは一點の疑ひもないからである。

報知新聞より

林内閣が、二十八億にあまる明年度豫算の成立後、卒然として議會の解散を斷行したことは、たしかに朝野政界の驚異であつた。

しかしながら、林内閣の議會解散に對する態度そのものについては、政黨側の動きとは別個に、國民として、不審に堪へないものがある。政府の發表した解散奏請の理由によれば、極めて抽象的ながら、政黨が國民協力の實をあげ得ないために、その反省を促し、併せて國民の自覺を求めるといふにある。往年

藩閥内閣が、議會の攻勢に對して、試みた懲罰的意圖が明かに看取せられ、現に議會に何等の足場も持たぬ林内閣としては、一應かゝる非常手段をもつて對應する以外に道がなかつたといひ得るかも知れない。

けれども、議會末期におけるかゝる行つまりは、決して一時に突發したものでなくて、實は林内閣の組閣そのものゝ中に胚胎してゐるのである。現に林首相は、閣員の詮衡にあつて、その『時局認識を異にする』といふ理由の下に、政黨人に黨籍の離脱を求め、政務官の補充すらも、これを拒絶し來つたのである。政黨側に見れば、少くとも純理の上からは、林内閣はその正面の敵であり、それが、老犬二十八億の非常時豫算をいさゝか

の修正も加へることなしに通過成立せしめ、公黨としての批判すらも差控へたそのことが非常なる讓歩といはなくてはならぬ。

若しも『朝野の協力』といふことをいふならば、大命降下の當時において、林首相みづから、その信する國策を天下に提示して、その協力を求むべきであり、政黨を目して『時局の認識を異にし』それがために政黨人の入閣すらも拒絶せざるを得ないといふならば、むしろ、その刹那において議會の解散を奏請して、自ら國家のために是と信する立場に立つて、政黨分野の再編成に着手すべきではないか。

しかるに、肝腎の豫算成立を見るまでは、辭を低うして政黨の協力を求め、一旦、その

目的を達するを見るや、忽ち豹變して憲政史上、空前の解散を斷行するといふに至つてはその背後に新黨計畫の陰謀ありといふ以外、國民を納得せしめる理由は認められないのである。しかも、國民に基礎をおかず、政権中心の新黨がいかに政界蠱毒の源となるかは、これを昭和會の例に見ても明かである。林内閣は何よりも速かに解散の眞卒なる理由を國民の眼前に明示すべきである。

東京日日新聞より

組閣當初の政綱において、「故に和を以て貴しと爲す、事理自ら通ず可し」と高唱した林内閣は、既成政黨に對して、逆に挑戰の刃を

抜いた。議會最終日の解散は事理の上から推して、何人もこれを豫想しなかつたところである。前内閣の下に再開されて以來の第七十議會は、幾多の波瀾があつたにせよ、兎も角廿八億圓といふ空前の老大なる豫算もこれを協賛して、現に卅一日にはこの新豫算が公布されてをり、その他の多數法案も、同時に官報によつて公布施行されてゐる。その當日に突如として解散が行はれやうとは、少くとも政治的常識をもつものにとつては、想像し得ない事實であると斷ぜざるを得ない。「最近衆議院における審議の狀況は極めて誠意を缺き」といふ理由は、果してこの政治的常識に反したる解散に十分の理據を與ふるものであらうか。



政府自らも深刻に考慮すべきことであつた特に「和を以て貴しと爲す」政府としては、一層その必要があつたと思ふのである。ところが政府の眼中には、自己の反省すべき點は映らないで、議會側の不誠意のみが鮮明に反映したものと見ゆる。解散の決意が世の意外に出でたばかりでなく、即刻理由書を發表し更に間髪を容れぬ間に選舉期日を公表する等その事務手続きの敏活なること、さすがに密查滯滞を理由に解散する政府だけあつて、まことに電光石火であつたというてよい。由來林大將は越境將軍の昔から、果斷迅速の人として知られてはゐるが、しかしこの解散の手續しのよさは、其處にかねてから多少の準備

計畫があつたのではないかと推測されても、あながち無理といへぬかも知れない。



政府は、解散理由書において、「この際國民の公正なる良心に訴へ、是非を天下に問ひ、以て帝國憲政の本義を顯現する階梯たらしむるとともに、この時期において國民の堅實なる政治的自覺の確立を期し、朝野協力、今日の重大時局打開に力をいたさんことを望み」止むを得ず解散を奏請したというてゐる。即ち解散によつて輿論の歸趨、國民の批判を聽かんとしてゐるのである。しかしながら顧みて政局の分野を望む時、政府は一體、如何なる方法によつて、國民に是非の判斷を表明させようかと考へてゐるのであらうか。國民の批

判は政憲の態度に對して下さるゝとともに、政府の態度に對しても、下さるべき筈のものである。この兩者を對等の立場において、これに是非の判別を下すものでなければ「公正なる良心」に基く批判とは絶對にいひ得ないこの見地からするならば、衆議院に一人の與黨もない政府に對して、率直明瞭の批判を下し得る途は何處に在るのか。おそらくこの點において、政局現在の状態の儘では、國民は公正なる批判を下す方法を發見するに、ある種の戸惑ひを感ずることであらう。

讀賣新聞より

議會は會期の最終日になつて解散された。立憲政治である以上は、政府と議會とが所

見を異にする場合に、解散によつて國民の判斷を新に求めることは當然であり、常道でもある。問題はこの場合において果して世人に納得せしめ得る解散の理由があるかである。政府の聲明に依れば、解散の理由は「衆議院が誠意を缺き殊更に國防、國民生活の安定に至大の關係ある重要法案の進行を阻み」たる點にあるやうである。

林内閣の成立には特に早急を要する事情があつたにしても、現に文部、鐵道、拓務の三大臣を缺員にして居る。それも行政機構改革を豫定しての準備だといふなら諒解出来るが議會後には専任大臣を補充するといふのでは憲法上の重要機關たる議會を輕視する仕打と見るの外はない。大臣の缺員と政務官のない

ことが、どれほど法案の審議に不便を來してゐるかは政府自ら知つてゐる筈だ。

解散の理由が政府の聲明で十分に諒解せられないといふのが一般の常識である以上、解散の眞の理由が政界の一部に低迷せる新黨運動に發足し、閣僚の一部でこれに策應するものがあり、政界の分野更新に一石を投じたものだとする臆測の生まれるのも當然なのである。

解散の動機が政府の一部における新黨樹立を目標としたものゝみでないとしても、少くともこれを睨んでの決定であると思はれる以上、第一に注意すべきことは公正な選挙がこの内閣の手によつて行はれるか否かである。目標を「公正」に置いた昨年の苛察な取締が

新黨樹立を目論んでの苛察な取締に逆轉して議會刷新の名において従前の政黨樹立當時のやうな弊害が復活することは、國民の耐へるところでもなければ許すところでもない。政府は果してこの點に懸念なからしめることを得るであらうか。

中外商業新報より

第七十議會は最終日に方り、遂に解散を見るに至つた。

政府の聲明した解散理由によると、勿論、色々の理由が附加されてゐるが、要約して見れば、結局、最近に於ける衆議院の審議情況が、極めて誠意を缺いてゐると云ふことに歸着する。率直に云へば既に總豫算案の成立を

見たので、最早多く政黨に頼むところはないから、何かの口實を設けてひとつ既成政黨に頂門の一針を加へてやれと云ふ爲體である。

議會を解散すれば人心を多少新たにすることは出来るであらうが、それによつて一體政府は何を爲さんとするのかと問題である。總選舉を行へば新陳代謝もあるが、併し政民兩黨が崩壊する譯ではなく、依然として衆議院の大勢を制するに相違ない。一舉議會の解散を斷行すれば、既成政黨が骨灰微塵になると云ふのであれば格別、然らざる限り、所謂純然たる超然内閣では與黨を持たないのであるから、結局、議會の解散を斷行し總選舉を行つて見たところで、議會に於ては政黨を操縦するか、乃至其支援を求むるの外はあるま

い。

國民新聞より

第七十議會は、延長された會期の最終日に至つて突如解散された、解散理由について政府から發表された聲明書を見るに、政府は組閣早々議會に臨み、誠意をつくして議案の成立を圖つたにも拘らず最近衆議院に於ける審議の狀況が極めて誠意を缺き、ことさらに國防、國民生活安定に至大の關係ある重要法案の進行を阻み、時務を澁滞せしめてゐる。だから政府はこの際、その是非を國民に問はんとして解散を奏請するに至つたといふのである。

しかしながら、かくの如き議案審議の過々

たる狀況をもつて、一にも二にも政黨の罪にすることは決して正常な判決ではなく、國民もまた「すべて政府の成すところをもつて」誠意をつくした」ものとは必ずしも見ないであらう。

政府對政黨の關係が、かくの如く圓滑を缺くに至つた原因は、何よりもまづ現内閣の組閣方針そのものから來てゐることを指摘しなければならぬ。政黨からの入閣の條件として、その政黨政治家としての致命的條件ともいふべき離黨を要求して政民兩黨から拒絶されたことは、この内閣が、口に如何に政黨を尊重すると唱へたところで、その眞意は既に知るべきであつたのである。しかも議會が開かれるに至つて、政府部内に政務官設置の必

要が論ぜられるが如き、現内閣の對政黨方針の變轉極りなき態度は、決して國民の期待に答へるものではなかつたのである。

端的に云へば、政府が事實上何等與黨をもたずして議會に臨んだ其瞬間に於て、すでに今日の事態の惹起されることは明らかであつたのである。それを知りつゝ漫然として議會に臨んだ政府の出たとこ勝負式の態度もまた一應問題となるべきではないか。それよりもかゝる内閣の存在そのものが十分問題となるべきではないか。

朝野協力して重大時局に當るといふことは一片の紙上の聲明書で出来ることではない。衆議院を解散した政府は、政民二大政黨を向ふにまはして果して何の成算といかなる國民

的背景をもつて、その所信を貫徹せんとするのであるか？

各紙の直言

フアツシヨか、憲政か、國民のゾオートは未曾有の尊さに在るを銘記せよ。

解散の本義は、首相自らの口から顯現された御用黨贋造のためであつた。

食ひ逃げ内閣の手で、憲政の本義が顯現されやら、電信柱に花が咲く。

「國民の良心に懣へる」由、國民は居直りの食ひ逃げを訴へたいのだ。

豫算を取るまでは處女の如く、取つたら脱兎の如く越境した、えらい武士道サ。

廿八億も祝儀をせしめたるへ、ふてぶてしくも居直つたり。

與黨をもたぬ浮草の板の間内閣、何を目標に總選挙に臨むといふのか！

兩政黨を切崩し、フアツシヨ黨を作り、時局を混亂の淵に導くが關の山だらう。

再解散で脅かすに至つては、狡いの圖々しいの段ではない、同胞を匪賊と心得る狂人だ。

狂人でも匪賊でもない者は、選挙の結果、ヒゲを枕に野垂れ死と觀てゐる。

その首相が選挙戦の街頭に立つ山、インチキ道德の顯現をやる積りだらう。

(讀賣新聞より)

煎じ詰ると、御用黨欲しさの、今度の解散である。

然らば、足場を持たなかつた、超然内閣の、敗北だ。

政黨は、時局の認識が足らぬと、林大將の解散陳辯である。

大將が、議會政治に對する認識不足の、バク口でもある。

選挙の外に、政治が無いやうな、政府もあり。

政府は前内閣からの借物の新政策で間に合はず。

畑も無いのに、一體、タネが蒔けると、思つて居るのか。

新黨出現難、即ちこれ。

青田の中から生える、稗みみたいな新黨なら、
いづれは、引抜いて捨てねばなるまい。

(國民新聞より)

議會遂に解散、啞然たるもの豈議員のみなら
んや。

意味解し難し、懲罰の意味ありとすれば非立
憲。

新黨運動に、黄金臭のなきやを警戒せよ。

解散の辯、愈々出でて愈々不評、國民の審判

總選舉を待たずして既に明かなるが如し。

獨り善がりの林内閣、「獨得の憲政」で議會を
解散し、「獨自の政策」で國民を眩惑せんとす。

「獨自」といへば勿體なく聞ゆるも、一夜作り
の獨善内閣にさう獨自な政策などあらう筈な
し。

ファツショを引用して、不當解散を攻撃すれ
ば、容赦なく「辯士中止」の鐵槌下る。

言論壓迫の次第に露骨ならんとするは、寒心
の至り。

通せば通る鐵關稅免除案を、自ら阻止して置
いて緊急勅令とは少し得手勝手過ぎる。

閣臣署名の推薦狀出づ、推薦せらるゝ者多く
はインチキ候補者に非ずんば幸ひなり。

(都新聞より)

機を掴む、越境ぶり、武將の面目でもあるが
狡いといふ後味が消えない。

喰へぬ首相どころか、喰ひ逃げの、達人であ
つた。

議員の質が悪ければと、藏相までが、再解散
で、恫喝してゐる。

閣僚の、質の悪さは、お構ひないみたいな話
轉換必定なら、政府の非立憲、政黨を又生せ
しむ、といふべきか。

反省すれば、するほど、政黨は反政府的とな
らざるを得ないだらう。

ファツショ政治の「濫觴」を、「亂臣」と聞き
違へても、意味は通じる。

聞き違へた方が、意味適切な、時代ではある
特別議會は、拙速主義。重要法案は、通常議

會へと逃げる。

◇
これで再解散とは、押しが太い。

(東京日々新聞より)

昭和十二年四月廿一日 印刷
昭和十二年四月廿四日 發行

有 所 推 販

林内閣を撃つ

定價十錢
(送料三錢)

著 者

牧 野 良 三

發行者

東京市麹町區有樂町二ノ二
森 田 益 雄

印刷者

東京市芝區新橋三ノ二〇
荻 四 郎

發行所

東京市麹町區有樂町二ノ二
森 田 書 房

全國配給所

電話銀座(57)二五二三番
振替東京一一九一一七番

月刊「話の王国」「オールユーモア」發行
雜誌「旅行雜誌」「喫茶街」

北部配給所

新潟縣三條市田島三三四
森田書房北部支店

京阪神特約店

大阪市北區東梅田町六
大阪參文社

〔特約〕 東京鐵道局公認

(鐵道保養會・鐵道弘濟會・鐵道授産會)

369
681

中賣發テニ店書名有店賣驛要主國全

目書行刊房書田森

アザラシ著 新傑作 万才 價一〇〇	長谷川著 エドワード八世と シンプソン夫人 價一〇〇	高橋之助著 支那を擾亂する 赤魔共産軍の正體 價一〇〇	藤川著 張學良と蔣介石 石 價一〇〇	及川著 京都競馬の穴馬はこれだ 價一〇〇	千田著 議 會 名 物 男 價一〇〇	和久田著 第七十議會の全貌 價一〇〇	正虎著 昭和十二年運動早わかり 價一〇〇	眞島著 手相と運命 價一〇〇	横原運命學 姓名の附け方で 一生の盛運がわかる 價一〇〇	日田著 發火點上の國際關係 價一〇〇	社業と會編 大波瀾の株界に如何に處すべきか 價一〇〇	濱松著 議 壇 上 に 叫 ぶ 價一〇〇	六助著 陸 軍 名 物 男 價一〇〇	御手洗著 轉換期に立つこれからの日本 價一〇〇	辰雄著 議 會 亂 闘 史 價一〇〇	理示造著 議 會 亂 闘 史 價一〇〇
清川著 武人・林銃十郎 價一〇〇	宮崎著 肅 軍 を 紀 す 價一〇〇	高橋之助著 誰にも出来る副業案内 價一〇〇	清之助著 我が 太 平 洋 價一〇〇	助産著 結城新財政策で景氣はどうなる 價一〇〇	社業と會編 結城新財政策で景氣はどうなる 價一〇〇	行崎著 經濟戦か武力戦か 價一〇〇	社業と會編 生産力擴充時代の事業と形式 價一〇〇	太田著 結城 財政 を 衝 く 價一〇〇	正孝著 ダービーの覇者はこれだ 價一〇〇	忠一著 澤谷ダービーの覇者はこれだ 價一〇〇						

終